

東郷町インターネット公売 ガイドライン

東郷町インターネット公売をご利用いただくには、以下の東郷町インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、確認、同意していただくことが必要です。また、インターネット公売の手続きなどに関して、本ガイドラインと KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

第1 インターネット公売の参加条件等

1 インターネット公売の参加条件

次のいずれかに該当する者は、インターネット公売に参加すること及び財産を買い受けることができません。また、(1) から (4) までに該当する者は、代理人を通じて参加することもできません。

- (1) 国税徴収法（昭和34年法律第147号）第92条（買受人の制限）又は同法第108条第1項（公売実施の適正化のための措置）に該当する者
- (2) 町長が定める東郷町インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）及びK S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (3) 公売財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格等を有していない者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当する者
- (5) 18歳未満の者。ただし、その親権者等が代理人として参加する場合を除きます。
- (6) 日本語を完全に理解できない者。ただし、その代理人が日本語を理解できる場合を除きます。
- (7) 日本国内に住所及び連絡先がない者。ただし、その代理人が日本国内に住所及び連絡先を有する場合を除きます。

2 インターネット公売参加に当たっての注意事項

- (1) インターネット公売は、国税徴収法等の規定に基づき、町長が執行する公売手続です。
- (2) K S I官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインは、本ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続においてインターネット公売の参加者又はその代理人（以下「公売参加者等」といいます。）を拘束するものとします。
- (3) 公売参加者等は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公売システ

ム（以下「公売システム」といいます。）の画面上において公売参加申込み等の必要な手続をしてください。

- (4) 公売参加者等は、公売システム上の公売物件詳細画面、町において閲覧に供される公売公告等をあらかじめ確認し、登記・登録制度のある財産については、関係公簿等を閲覧する等の十分な調査を行ったうえで、インターネット公売に参加してください。また、町が下見会を実施する財産については、下見会で財産を確認してください。

なお、公売財産が不動産の場合は、下見会は行いませんので、現地確認等はご自身で行ってください。現地確認等の際には、公売財産の所有者、占有者等の権利を侵害してはならないことに留意してください。

- (5) 公売参加者等は、入札に先立って公売保証金を納付してください。
- (6) 公売参加者等が国税徴収法第108条第1項に規定する行為をしたときは、町長は、同条の規定に基づき、入札をなかつたものとする等の処分を行うことがあります。当該処分を受けた公売参加者等は、当該処分を受けた日から起算して2年間、当該町長の実施する公売（インターネット公売を含む。以下同じです。）に参加すること及び代理人となることができません。また、処分を受けた公売参加者等の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は没収し、返還しません。
- (7) インターネット公売においては、特定の売却区分（公売財産の出品区分を言います。以下同じです。）又は全部が中止になることがあります。

3 公売財産の権利移転等における注意事項

- (1) 公売財産は、町税等の滞納者の財産であり、町が所有している財産ではありません。
- (2) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び町には担保責任は生じません。
- (3) 売却決定を受けた最高価の申込者又は次順位の買受けの申込者（以下「買受人」といいます。）又はその代理人（以下「買受人等」といいます。）が、公売財産に係る買受代金の全額を納付したとき（農地等一定の要件が満たされなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、権利が移転したとき）は、買受人に危険負担が移転しますので、その後に発生した財産の破損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。
- (4) 公売財産が動産又は自動車等の場合は、町長は、その公売財産の引渡しを買受代金納付時の現況有姿で行います。
- (5) 公売財産が登記・登録を要する財産の場合は、町長は、買受代金を納付した買受人等の請求により、権利移転の登記・登録を関係機関に囑託します。
- (6) 公売財産が不動産の場合は、町長は、引渡しの義務を負いません。公売財産内の動産類、ゴミ等の撤去、占有者の立退き及び前所有者からの鍵等の引渡し等は、全て買受人が行ってください。また、隣地との境界確定は、町は関与しませんので、買受人と隣地

所有者との間で行ってください。

- (7) 買受人は、公売財産上の負担（マンションの未納管理費等）を引き受けなければなりません。
- (8) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品、返還及び交換並びに買受代金の返還を求めることができません。

4 個人情報取扱いについて

- (1) 公売参加者等は、以下の全てに同意するものとします。

ア 公売参加申込みを行う際は、住民登録等のされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿等に登記されている所在地、名称及び当該法人の代表権限のある者（以下「法人代表者」といいます。）の氏名）及び電話番号を公売参加者情報として登録すること。

イ 公売参加者等の公売参加者情報及びK S I官公庁オークションのログインID（以下「ログインID」といいます。）に登録されているメールアドレスを町長に開示されること。

なお、町長は、この開示されたメールアドレスを使用して公売参加者等に対し、公売財産に関するお知らせ等を電子メールにて送信することがあります。

ウ 最高価申込者又は次順位買受申込者に決定された公売参加者のログインIDに登録されている会員識別番号（代理人による参加の場合は代理人のログインIDに登録されている会員識別番号であって、共同入札の場合は代表者のログインIDに登録されている会員識別番号）を公売システム上において一定期間公開されること。

- (2) 町長は、公売参加者等から直接又は町長が公売システムで収集した個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東郷町個人情報保護法施行条例（令和4年東郷町条例第20号）等関係法令に基づき、適正に管理します。
- (3) 町長は、収集した個人情報を国税徴収法第106条の2に規定する調査の囑託及び第108条に規定する公売実施の適正化のための措置等を行うことを目的として利用します。
- (4) 公売参加者は、公売財産が登記・登録を要する財産であって、公売参加者情報の登録内容が住民登録又は商業登記簿の内容等と異なる場合（転居等により異なる場合で、住所証明書によりその経緯等が確認できる場合を除きます。）には、買受人となっても所有権移転等の権利移転登記・登録を行うことができません。

5 代理人による参加について

公売参加者は、インターネット公売において代理人に公売参加の手続きをさせることができます。ただし、次に掲げる事項に留意のうえ、代理人には、少なくとも公売参加申込み、公売保証金の納付及び返還に係る受領、入札並びにこれらに附随する事務を委任し

なければなりません。

(1) 代理人の資格

代理人は、1の参加条件を満たさなければなりません。

(2) 代理人による参加の手続

ア 公売参加者は、代理人に公売参加の手続をさせる場合は、代理人のログインIDにより、代理人に公売参加申込み及び入札等を行わせてください。

イ 公売参加者が代理人に公売参加の手続をさせる場合は、公売参加者等は、委任状（任意様式）及び公売参加者の住所証明書（公売参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本等）（以下「参加者委任状等」といいます。）を入札開始2開庁日前までに町長に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに町長が参加者委任状等の提出されたことを確認できない場合又は公売参加者等以外の者から参加者委任状等が提出された場合は、入札をすることができません。

ウ 代理人による公売参加申込み及び入札に係る手続の詳細は、「第2公売参加申込み手続」、「第3せり売形式で行うインターネット公売手続」又は「第4入札形式で行うインターネット公売手続」をご覧ください。

(3) 復代理人の選任の権限

公売参加者が任意代理人を選任した場合は、その代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4) 代理人による参加における注意事項

ア 代理人に国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実がある場合は、公売参加者及びその代理人は、その事実が判明した日から起算して2年を経過する日までは、町長の実施する公売に参加することができません。

イ 公売参加者は、国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実があったとして公売の参加が認められない者を代理人とした場合は、同項に該当し、その事実が判明した日から起算して2年を経過する日までは、町長の実施する公売に参加することができません。

ウ ア及びイの場合は、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

6 共同入札について

公売参加者は、公売財産が不動産の場合は、次に掲げる事項に留意のうえ、1つの財産を複数人が共有する目的で入札（以下「共同入札」といいます。）することができます。

- (1) 共同入札する場合は、共同入札しようとする者（以下「共同入札者」といいます。）の中から1名の代表者を決め、当該代表者が公売参加申込み及び入札に係る手続をしなければなりません。したがって、公売参加申込み及び入札等は、当該代表者のログインIDで行うこととなります。手続の詳細については、「第2公売参加申込み手続」及び「第4入札形式で行うインターネット公売手続」をご覧ください。

(2) 共同入札する場合は、代表者以外の者全員から代表者に対する委任状（任意様式）、共同入札者全員の住所証明書（共同入札者が法人の場合は、商業登記簿謄本等）並びに共同入札者全員の住所及び氏名（法人の場合は、商業登記簿等に登記されている所在地、名称及び法人代表者の氏名）並びに各共同入札者の持分を記載した共同入札者持分内訳書（以下「共同入札者委任状等」といいます。）を入札開始2開庁日前までに町長に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに町長がこれらの書類の提出されたことを確認できない場合は、入札をすることができません。

なお、共同入札者持分内訳書は、町ホームページから印刷することができます。

(3) 委任状及び共同入札者持分内訳書に記載された内容が共同入札者の住民登録又は商業登記簿の内容等と異なる場合（転居等により異なる場合で、住所証明書によりその経緯等が確認できる場合を除きます。）は、共同入札者が買受人となっても所有権移転等の権利移転登記を行うことができません。

7 代理人等による自己のための公売参加手続の禁止

(1) 代理人及び共同入札における代表者（以下「代理人等」といいます。）は、公売参加者及び共同入札における代表者を除く共同入札者（以下「本人等」といいます。）のために公売参加の手続をする公売財産について、本人等のために行う公売参加の手続とは別に、自己のために公売参加の手続をすることができません。

(2) 代理人等が、1つの公売財産に対し複数の本人等から公売参加の手続等について委任を受けた場合は、その委任を受けた全ての公売参加の手続をすることができません。

(3) 本人等は、代理人等に公売参加の手続を委任した公売財産について、代理人等が行う買受申込みとは別に、自己のために公売参加の手続又は他の代理人等に委任して公売参加の手続をすることができません。また、他の者と共同して、別に公売参加の手続をすることもできません。

(4) 法人が公売に参加する場合は、当該法人の代表者は、法人のために行う公売参加の手続とは別に、自己のため又は他の本人等の委任を受けて公売参加の手続をすることができません。

第2 公売参加申込み手続

1 公売参加申込み

(1) 公売参加者等は、公売公告により定められた公売参加申込み期間内に、入札しようとする売却区分を指定のうえ、公売システムの画面上で、住民登録等のされている住所、氏名（法人の場合は、商業登記簿等に登記されている所在地、名称及び法人代表者の氏名）及び電話番号を公売参加者等情報として登録してください。

(2) 法人がインターネット公売に参加する場合は、法人代表者名義でログインIDを取得したうえで、法人代表者が公売参加の手続をしてください。

なお、法人代表者以外の者に公売参加の手続をさせる場合には、その者を代理人とする必要があります。

- (3) 公売参加者は、代理人に公売参加の手続をさせる場合は、参加者委任状等を入札開始2開庁日前までに、町長に提出する必要があります。原則として、入札開始2開庁日前までに町長が参加者委任状等の提出されたことを確認できない場合又は公売参加者等以外の者から参加者委任状等が提出された場合は、入札をすることができません。

なお、代理人に公売参加の手続をさせる場合は、代理人のログインIDにより、代理人が公売参加の手続をし、公売システムの画面上で、代理人による手続欄の「する」を選択のうえ、行ってください。

- (4) 共同入札する場合は、代表者以外の者全員から代表者に対する共同入札者委任状等を入札開始2開庁日前までに、町長に提出する必要があります。原則として、入札開始2開庁日前までに町長がこれらの書類の提出されたことを確認できない場合は、入札をすることができません。

なお、代表者は、代表者のログインIDにより、代表者が公売参加の手続をし、公売システムの画面上で、共同入札欄の「する」を選択のうえ、行ってください。

- (5) 公売財産が農地の場合は、農業委員会等の発行する買受適格証明書を入札開始2開庁日前までに町長に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに町長が当該買受適格証明書の提出されたことを確認できない場合は、入札をすることができません。

2 不動産の買受申込みに係る陳述書

- (1) 買受けの申込者（以下「買受申込者」といいます。）は、不動産の買受申込みをする場合は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を町長に提出する必要があります。また、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、町ホームページから自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項を印刷し、必要事項を記入のうえ、当該陳述書に添えて町長に提出する必要があります。

ア 買受申込者（その者が法人の場合は、その役員）が、暴力団員等であること。

イ 自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人の場合は、その役員）が、暴力団員等であること。

- (2) 買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人の場合は、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を町長に提出する必要があります。

- (3) (2)において、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合は、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて町長に提出する必要があります。

3 公売保証金の納付

(1) 公売保証金

国税徴収法により定められている公売参加者が入札する前に納付しなければならない金員で、町長が、売却区分ごとに見積価額（最低入札価格のことをいいます。以下同じです。）の100分の10以上の金額を定めます。

(2) 公売保証金の納付方法

公売保証金は、売却区分ごとに次に掲げるいずれかの方法が指定されていますので、公売システムの公売物件詳細画面で確認のうえ、納付してください。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで公売保証金を納付する場合は、次に掲げる事項を確認のうえ、公売システムの公売物件詳細画面から公売参加申込みを行い、所定の手続に従って納付してください。

(ア) 紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をS B ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾するものとします。

(イ) インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

(ウ) 紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取扱事務に必要な範囲で、公売参加者等の個人情報（法人の場合は、個人情報及び法人情報）をS B ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

(エ) V I S A、マスターカード、J C B、ダイナース又はアメリカン・エクスプレスのマークが付いていないクレジットカードは、一部ご利用いただけない場合があります。

(オ) 公売参加者等が法人の場合は、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

(カ) 代理人に公売参加の手続をさせる場合は、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。

イ 銀行振込等による納付

銀行振込等で公売保証金を納付する場合は、次に掲げる事項を確認のうえ、公売システムの公売物件詳細画面から公売参加仮申込みを行ってください。その後、町ホームページから公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書を印刷し、必要事項を記入のうえ、町長に書留郵便にて送付してください。提出された当該依頼書に記入されたメールアドレスに、電子メールにより公売保証金納付方法をご案内しますので、当該電子メールの内容をご確認のうえ、指定口座への振込、現金書留（50万円以下の場合に限ります。以下同じです。）による送付、郵便為替（ゆうちょ銀行が取り

扱う普通為替及び定額小為替をいいます。以下同じです。)による納付又は町役場に直接持参のいずれかの方法により、公売保証金を納付してください。

(ア) 指定口座への振込により公売保証金を納付する場合は、町長が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

(イ) 原則として、入札開始2開庁日前までに町長が公売保証金の納付を確認できない場合は、入札することができません。

(ウ) 現金書留による送付又は直接持参により公売保証金を納付する場合は、現金又は銀行振出の小切手(電子交換所に加入する銀行が振り出したものかつ振出日から起算して8日を経過していないものに限ります。)により町に納付してください。

(エ) 郵便為替により公売保証金を納付する場合は、郵便為替証書は、発行日から起算して170日を経過していないものに限ります。

(オ) 指定口座への振込の際の振込手数料、現金書留の郵送料等は、公売参加者等の負担となります。

(カ) 代理人に公売参加の手続をさせる場合は、代理人は、公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書に公売参加者の住所及び氏名(法人の場合は、商業登記簿等に登記されている所在地、名称及び法人代表者の氏名)並びに代理人であることを明記したうえで、代理人名で公売保証金を納付してください。

(キ) 共同入札する場合は、仮申込みを行った代表者名で公売保証金を納付してください。

(ク) 公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書に記入する振込先金融機関は、東郷町公金収納取扱金融機関に限ります。

(3) 公売保証金の買受代金への充当

公売参加者等は、買受人等となり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合は、公売保証金を買受代金に充当することに同意したものとみなします。

(4) 公売保証金の没収

公売参加者等が納付した公売保証金は、次に掲げる場合は、没収し、返還しないものとして扱います。

ア 売却決定された最高価申込者又は次順位買受申込者について、納付期限までに買受代金を納付しない場合

イ 公売参加者等が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する場合

第3 せり売形式で行うインターネット公売手続

1 せり売形式で行うインターネット公売

本章における入札とは、公売システム及び入札単位を使用したせり売形式のインターネット公売で、町が当該公売システム上に入力した希望落札金額以下の範囲で、かつ、指定したせり売の期間(以下この章において「入札期間」といいます。)に行われる自動入札

をいいます。

2 入札における留意事項等

(1) 留意事項

ア 公売参加者等は、公売参加申込み、公売保証金の納付及び必要に応じて参加者委任状等又は共同入札者委任状等の書類提出が完了して交付されたログインIDでの入札が可能です。

イ 公売参加者等は、入札期間中であれば何回でも入札を行うことが可能です。

ウ 公売システムの入札価額欄には、現在価額又は先に入札価額欄に入力した金額を下回った金額の入力ができません。

エ 一度行った入札は、公売参加者等の都合による取消し及び変更ができません。

オ 入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札の取消し

ア 町長は、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者若しくはその代理人等又は暴力団員等が行った入札について、当該入札を取り消すことがあります。

イ 入札期間中にその時点における最高価額の入札を取り消した場合は、当該入札に次ぐ価額の入札を最高価額の入札とします。

3 最高価申込者の決定等

(1) 最高価申込者の決定

町長は、入札期間終了後、公売公告により定められた最高価申込者決定の日において、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札における入札価額が見積価額以上であり、かつ、最高価額である入札を行った者（以下「最高価入札者」といいます。）を最高価申込者として決定します。ただし、2以上の者が希望落札金額を入札した場合には、先に入札した者を最高価申込者として決定します。

(2) 入札終了の告知等

町長は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログインIDに登録されている会員識別番号及び最高価申込者決定時点の最高価額（以下「落札価額」といいます。）を公売システム上に一定期間公開し、入札の終了を告知します。

(3) 最高価申込者等への通知

町長は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者又はその代理人（以下「最高価申込者等」といいます。）に対して最高価申込者として決定されたことをあらかじめ登録されているメールアドレスに電子メールにより通知します。

なお、町長が最高価申込者等に送信した電子メールが、最高価申込者等のメールアドレスの変更、プロバイダの不調等の理由により到着しないために、町長が買受代金納付期限までに最高価申込者等による買受代金の納付を確認できない場合は、その原因が

最高価申込者等の責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金は没収し、返還しません。

(4) 最高価申込者決定の取消し

町長は、次に掲げる場合は、最高価申込者の決定を取り消します。この場合は、公売財産の所有権は最高価申込者に移転せず、ア及びウの場合にあっては、納付された公売保証金を返還します。

ア 公売財産に係る差押徴収金が、公売財産の売却決定前に完納されたことの事実が証明されたとき。

イ 最高価申込者等が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

ウ 最高価申込者等が、暴力団員等であることが認められるとき。

4 売却決定等

(1) 町長は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

(2) 買受代金となる売却決定金額は、落札価額とします。

(3) 町長は、次に掲げる場合は、売却の決定を取り消します。この場合は、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。ただし、公売財産が動産の場合で、善意の買受人等が買受代金を納付した場合は、公売財産の所有権は当該買受人に移転します。

なお、アの場合のみ、納付された公売保証金を返還します。

ア 公売財産に係る差押徴収金が、最高価申込者が買受代金を納付する前に完納されたことの事実が証明されたとき。

イ 最高価申込者が、納付期限までに買受代金を納付しなかったとき。

ウ 最高価申込者が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

(4) 町長は、公売財産が不動産の場合は、国税徴収法第106条の2の規定に基づき、買受人等について調査の嘱託を行います。売却決定の日時までに、買受人等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限を変更します。

5 買受代金の納付等

(1) 買受代金の納付

買受人等は、買受代金の納付期限までに町長が納付の確認ができるように、買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除く。）を一括で納付してください。町長が納付を確認できるまでに、納付してから3開庁日程度要することがあります。

なお、買受代金の納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合は、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

(2) 買受代金の納付方法

買受代金は、次に掲げるいずれかの方法により納付してください。なお、買受代金の

納付にかかる費用は、買受人等が負担します。

ア 町が指定する口座への銀行振込

イ 町役場窓口での現金または銀行振出の小切手による直接納付

銀行振出の小切手により納付する場合は、電子交換所に加入する銀行が振り出したものかつ振出日から起算して8日を経過していないものに限りま

ウ 現金書留による送付

エ 郵便為替による納付(発行日から起算して170日を経過していないものに限りま

(3) 買受代金の納付の効果

ア 買受人等が公売財産に係る買受代金の全額を納付したときは、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認、許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ 公売財産の権利が買受人に移転したときは、危険負担が買受人に移転します。当該買受人に危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難、焼失等による損害の負担は、当該財産の引渡しの実施の有無等にかかわらず、買受人が負うこととなります。

6 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者等以外の者への公売保証金の返還

町長は、公売財産の入札が終了したときは、最高価申込者及び国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた者(その代理人等を含む。以下同じです。)以外の者に対して、次のとおり入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申込みを行ったものの入札を行わなかった場合であっても、公売保証金の返還は入札終了後となります。

ア クレジットカードによる納付の場合

紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者等のクレジットカードの引き落としの時期の関係上、いったん公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります。

イ 銀行振込等による納付の場合

納付された公売保証金の全額を口座振込(東郷町公金収納取扱金融機関の口座に限りま)の方法により返還します。公売参加者等(公売保証金返還請求者)名義の口座のみ指定可能です。公売保証金の返還には、入札終了後4週間程度を要することがあります。

(2) 国税徴収法第114条に該当する場合

公売財産について最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、買受け代

金の納付期限以前に滞納者等から不服申立て等があり、滞納処分が続行が停止された場合は、その停止期間は、最高価申込者又は買受人等は、国税徴収法第114条の規定に基づき、その入札又は買受けを取り消すことができます。この場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

(3) 国税徴収法第117条に該当する場合

公売財産に係る差押徴収金が、買受人等が買受代金を納付する前に完納されたことの実事が証明され、国税徴収法第117条の規定に基づき売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

第4 入札形式で行うインターネット公売手続

1 入札形式で行うインターネット公売

本章における入札とは、公売システム上で入札価額を1回に限り登録する形式のインターネット公売のことをいいます。

2 入札における留意事項等

(1) 留意事項

ア 公売参加者等は、公売参加申込み、公売保証金の納付及び必要に応じて参加者委任状等又は共同入札者委任状等の書類提出が完了して交付されたログインIDでの入札が可能です。

イ 公売参加者等は、入札期間中に1回に限り入札を行うことが可能です。

ウ 一度行った入札は、公売参加者等の都合による取消し及び変更ができません。

エ 入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札の取消し

町長は、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者若しくはその代理人等又は暴力団員等が行った入札について、当該入札を取り消すことがあります。

(3) 追加入札

ア 最高価入札者が複数存在する場合は、再度の入札（以下「追加入札」といいます。）を当該最高価入札者（以下「追加入札該当者」といいます。）のみで1回に限り行い、最高価申込者を決定します。

イ 追加入札は、町長が指定する期日に、即日を開札する期日入札により行い、追加入札該当者は1回に限り入札を行うことが可能です。

ウ 町長は、入札期間終了後に、あらかじめ登録されている追加入札該当者のメールアドレスに電子メールにより追加入札該当者であること及び追加入札期日を通知します。

エ 追加入札該当者が追加入札期日に追加入札を行わなかった場合は、当該追加入札に係るインターネット公売の入札と同額（以下「当初入札価額」といいます。）で追

加入札したものとみなします。

オ 共同入札者が追加入札該当者となった場合は、代表者のログインIDでのみ追加入札が可能です。

3 最高価申込者の決定等

(1) 最高価申込者の決定

町長は、入札期間終了後、公売公告により定められた最高価申込者決定の日において、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札における入札価額が見積価額以上であり、かつ、最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。また、追加入札を行った場合には、追加入札において追加入札の価額が当初入札価額以上であり、かつ、最高価額である追加入札者を最高価申込者として決定します。

なお、追加入札終了後においても最高価額での入札者が複数存在する場合には、自動抽選により最高価申込者を決定します。

(2) 入札終了の告知等

町長は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログインIDに登録されている会員識別番号及び落札価額を公売システム上に一定期間公開し、入札の終了を告知します。

(3) 最高価申込者等への通知

町長は、最高価申込者を決定したときは、最高価申込者又はその代理人等（以下、「最高価申込者等」という。）に対して最高価申込者として決定されたことをあらかじめ登録されているメールアドレスに電子メールにより通知します。ただし、町長が最高価申込者等に送信した電子メールが、最高価申込者等のメールアドレスの変更、プロバイダの不調等の理由により到着しないために、町長が買受代金納付期限までに最高価申込者等による買受代金の納付を確認できない場合は、その原因が最高価申込者等の責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金は没収し、返還しません。

(4) 最高価申込者決定の取消し

町長は、次に掲げる場合は、最高価申込者の決定を取り消します。この場合は、公売財産の所有権は最高価申込者に移転せず、ア及びウの場合にあつては、納付された公売保証金を返還します。

ア 公売財産に係る差押徴収金が、公売財産の売却決定前に完納されたことの実事が証明されたとき。

イ 最高価申込者等が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

ウ 最高価申込者等が、暴力団員等であることが認められるとき。

4 次順位買受申込者の決定等

(1) 次順位買受申込者の決定

ア 町長は、最高価申込者を決定したときは、次に掲げる全ての条件を満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。

(ア) 最高価申込者と同じ入札価額又は最高価申込者と同じ入札価額の入札者がいない場合は、その入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。

(イ) 入札価額が、最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。

(ウ) 入札時に次順位買受申込みを行っていること。

イ アの規定に該当する入札者が複数存在する場合は、自動抽選により次順位買受申込者を決定します。

ウ 町長は、次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者のログインIDに登録されている会員識別番号及び次順位買受申込者の入札価額を公売システム上に一定期間公開し、告知します。

エ 最高価申込者等が買受代金を納付しなかったことその他の事由により最高価申込者の決定又は売却の決定が取り消された場合であって、次順位買受申込者がいる場合には、当該次順位買受申込者に売却を決定します。

(2) 次順位買受申込者等への通知

町長は、次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者又はその代理人等(以下、「次順位買受申込者等」という。)に対して次順位買受申込者として決定されたことをあらかじめ登録されているメールアドレスに電子メールにより通知します。ただし、町長が次順位買受申込者等に送信した電子メールが、次順位買受申込者等のメールアドレスの変更、プロバイダの不調等の理由により到着しないために、町長が買受代金納付期限までに次順位買受申込者等による買受代金の納付を確認できない場合は、その原因が次順位買受申込者等の責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金は没収し、返還しません。

(3) 次順位買受申込者決定の取消し

町長は、次に掲げる場合は、次順位買受申込者の決定を取り消します。この場合は、ア及びウの場合にあつては、納付された公売保証金を返還します。

ア 公売財産に係る差押徴収金が、公売財産の売却決定前に完納されたことの事実が証明されたとき。

イ 次順位買受申込者等が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

ウ 次順位買受申込者等が、暴力団員等であることが認められるとき。

5 売却決定等

(1) 町長は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。

(2) 買受代金となる売却決定金額は、落札価額とします。

(3) 町長は、次に掲げる場合は、最高価申込者に対する売却の決定を取り消します。この

場合は、公売財産の所有権は最高価申込者に移転せず、アの場合にあっては、納付された公売保証金を返還します。

ア 公売財産に係る差押徴収金が、最高価申込者等が買受代金を納付する前に完納されたことの実事が証明されたとき。

イ 最高価申込者等が、納付期限までに買受代金を納付しなかったとき。

ウ 最高価申込者等が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

(4) 町長は、最高価申込者等の売却決定を取り消した場合において、次順位買受申込者がいる場合には、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。この場合は、(2)の規定にかかわらず売却決定金額は、当該次順位買受申込者等の入札価額とします。

(5) 町長は、次順位買受申込者に売却を決定した場合は、(3)の規定の最高価申込者を次順位買受申込者に、最高価申込者等を次順位買受申込者等に読み替えて次順位買受申込者及び次順位買受申込者等に適用します。なお、次順位買受申込者等が買受代金を納付しない場合、納付された公売保証金は返還しません。この場合、当該公売は成立しません。

(7) 町長は、公売財産が不動産の場合は、国税徴収法第106条の2の規定に基づき、買受人等について調査の嘱託を行います。売却決定の日時までに、買受人等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限を変更します。

6 買受代金の納付等

(1) 買受代金の納付

買受人等は、買受代金の納付期限までに町長が納付の確認ができるように、買受代金(買受代金に充当される公売保証金額を除く。)を一括で納付してください。町長が納付を確認できるまでに、納付してから3開庁日程度要することがあります。

なお、買受代金の納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合は、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

(2) 買受代金の納付方法

買受代金は、次に掲げるいずれかの方法により納付してください。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人等が負担します。

ア 町が指定する口座への銀行振込

イ 町役場窓口での現金または銀行振出の小切手による直接納付

銀行振出の小切手により納付する場合は、電子交換所に加入する銀行が振り出したものかつ振出日から起算して8日を経過していないものに限りま

ウ 現金書留による送付

エ 郵便為替による納付(発行日から起算して170日を経過していないものに限りま

(3) 買受代金の納付の効果

ア 買受人等が公売財産に係る買受代金の全額を納付したときは、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認、許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

イ 公売財産の権利が買受人に移転したときは、危険負担が買受人に移転します。当該買受人に危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難、焼失等による損害の負担は、当該財産の引渡しの実施の有無等にかかわらず、買受人が負うことになります。

(4) 次順位買受申込者への通知

町長が最高価申込者による買受代金の納付を確認したときは、町長は、次順位買受申込者に対してあらかじめ登録されているメールアドレスに電子メールによりインターネット公売が終了したことを通知します。

7 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者等以外の者への公売保証金の返還

町長は、公売財産の入札が終了したときは、最高価申込者、次順位買受申込者又は国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた者以外の者に対して、納付された公売保証金の全額を次のとおり入札終了後全額返還します。

なお、公売参加申込みを行ったものの入札を行わなかった場合であっても、公売保証金の返還は入札終了後となります。

ア クレジットカードによる納付の場合

紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより納付された公売保証金を返還する場合、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者等のクレジットカードの引き落としの時期の関係上、いったん公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合があります。

イ 銀行振込等による納付の場合

納付された公売保証金の全額を口座振込（東郷町公金収納取扱金融機関の口座に限ります。）の方法により返還します。公売参加者等（公売保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。公売保証金の返還には、入札終了後4週間程度を要することがあります。

(2) 国税徴収法第114条に該当する場合

公売財産について最高価申込者の決定又は売却決定をした場合において、買受け代金の納付期限以前に滞納者等から不服申立て等があり、滞納処分の続行が停止された場合は、その停止期間は、最高価申込者又は買受人等は、国税徴収法第114条の規定に基づき、その入札又は買受けを取り消すことができます。この場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

(3) 国税徴収法第117条に該当する場合

公売財産に係る差押徴収金が、買受人等が買受代金を納付する前に完納されたことの事実が証明され、国税徴収法第117条の規定に基づき売却決定が取り消された場合は、納付された公売保証金は全額返還します。

第5 公売財産の権利移転及び引渡し

1 公売財産の権利移転手続

(1) 権利移転手続

ア 公売財産の権利移転手続は、財産の種類に応じて、2から4までの規定に基づいて行います。

イ 本ガイドラインに定めのない財産の権利移転手続は、2から4までの規定に準じることとします。ただし、町長が財産の特殊な事情等を考慮する必要があると認めるときは、2から4までの規定を町長が必要と認める範囲において変更することができるものとします。

(2) 権利移転手続における注意事項

ア 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び町には担保責任は生じません。

イ 買受人等が公売財産に係る買受代金の全額を納付したときは、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認、許可又は登録が必要な場合は、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

ウ 公売財産の権利が買受人に移転したときは、危険負担が買受人に移転します。当該買受人に危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難、焼失等による損害の負担は、当該財産の引渡しの実施の有無等にかかわらず、買受人が負うこととなります。

エ 権利移転に伴う費用は、買受人等の負担となります。

2 動産（自動車を除く。）の引渡し

(1) 引渡しの方法

ア 町長は、買受代金の納付を確認したときは、買受人に対して売却決定通知書を交付し、公売財産の引渡しを行います。

イ 公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。

ウ 公売財産の引渡しは、町役場において直接引取り又は配送により行います。

なお、配送による場合の配送料等は、着払いとなります。

エ 町長が公売財産を第三者に保管させている場合は、買受人等は、町長から交付される売却決定通知書を提示し、当該保管している第三者（以下「保管人」といいます。）から財産の引渡しを受けてください。この場合は、売却決定通知書の交付により町長

から買受人等に対しての公売財産の引渡しを終了したとみなされるため、保管人が財産の引渡しを拒否した場合であっても、町長はその引渡しに係る義務を負いません。

オ 公売財産又は売却決定通知書を直接受け取る場合は、本人確認書類として次に掲げる書類を持参してください。また、買受人が法人の場合には、商業登記簿謄本等及び法人代表者に係る次に掲げる書類を持参してください。

(ア) 身分証明書

住所及び氏名が明記され、顔写真が添付されている運転免許証、マイナンバーカード等（運転免許証等をお持ちでない場合は、住民票等の住所及び氏名を証する書類並びに顔写真が添付されているパスポート等）

(イ) 町長が買受人等に送信した電子メールを印刷したもの

カ 買受人等が配送による公売財産の引渡しを希望する場合は、次に掲げる事項をご確認のうえ、配送依頼書及び住民票等（買受人が法人の場合には、商業登記簿謄本等）を町長に提出してください。

(ア) 配送依頼書は、インターネット公売終了後に町ホームページから印刷のうえ、必要事項を記入してください。

(イ) 輸送途中での事故等により公売財産の破損、盗難、焼失等の被害を受けた場合であっても、町は一切の責任を負いません。

(ウ) 極端に重い財産、大きな財産又は壊れやすい財産は、配送による引渡しのできない場合があります。

(エ) 配送先の住所又は所在地が買受人等の住所又は所在地と異なる場合は、その旨を配送依頼書に記載してください。ただし、配送先の受取人となり得るのは、買受人に限ります。

キ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合は、インターネット公売終了後に町ホームページから保管依頼書を印刷し、必要事項を記入のうえ、住民票等（買受人が法人の場合には、商業登記簿謄本等）を添えて町長に提出してください。

ク 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品及び交換ができません。

(2) 注意事項

ア 買受人が自ら登録、名義変更等を行う必要がある財産については、引渡し後、速やかに登録、名義変更等の手続をしてください。

イ 買受代金の持参、公売財産若しくは売却決定通知書の受取又は公売財産の保管依頼を代理人が行う場合は、次に掲げる書類を持参してください。

(ア) 代理権限を証する委任状（町ホームページから印刷することができます。）

(イ) 買受人の住所証明書（買受人が法人の場合には、商業登記簿謄本等）

(ウ) 代理人の身分証明書

(3) 引渡し及び権利移転に伴う費用

ア 落札された公売財産の保管費用が必要な場合は、買受代金納付後の保管費用は買

受人の負担となります。

イ 買受人が配送による公売財産の引渡しを希望する場合は、配送費用は買受人の負担となります。

ウ その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

3 自動車の引渡し

(1) 引渡しの方法

ア 対象となる自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定により登録を受けた自動車とし、軽自動車、登録のない自動車等の権利移転の手続は、原則として2の規定に基づくものとします。

イ 町長は、買受代金の納付を確認したときは、買受人に対して売却決定通知書を交付し、買受人等からの請求に基づいて権利移転の手続をするとともに、公売財産の引渡しを行います。

ウ 公売財産は、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。

エ 公売財産の引渡しは、原則として町役場において行います。

オ 町長が公売財産を保管人に保管させている場合は、買受人等は、町長から交付される売却決定通知書を提示し、保管人から財産の引渡しを受けてください。この場合は、売却決定通知書の交付により町長から買受人等に対する公売財産の引渡しが終了したとみなされるため、保管人が財産の引渡しを拒否した場合であっても、町長はその引渡しに係る義務を負いません。

カ 買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合は、インターネット公売終了後に町ホームページから保管依頼書を印刷し、必要事項を記入のうえ、住民票等（買受人が法人の場合は、商業登記簿謄本等）を添えて町長に提出してください。

キ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品及び交換ができません。

(2) 権利移転の手続

ア 町ホームページから所有権移転登録請求書を印刷し、必要事項を記入及び押印のうえ、自動車保管場所証明書、印鑑証明書等の必要書類を添えて、買受代金納付期限までに町長に提出してください。

イ 買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所（以下「運輸支局等」といいます。）が、対象となる公売財産を管轄する運輸支局等と異なる場合には、買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

ウ 所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は、郵送で行う場合があります。

エ 自動車検査証の有効期限の過ぎた自動車は、所有権移転登録と同時に一時抹消登録をすることとなりますので、使用する場合は、買受人が自ら新規検査及び新規登録の

手続をする必要があります。

(3) 売却決定通知書の交付

ア 町長は、買受代金の納付を確認したときは、買受人に対して売却決定通知書を交付します。

イ 売却決定通知書を直接受け取る場合は、買受人の本人確認書類として次に掲げる書類を持参してください。また、買受人が法人の場合には、商業登記簿謄本等及び法人代表者に係る次に掲げる書類を持参してください。

(ア) 身分証明書

住所及び氏名が明記され、顔写真が添付されている運転免許証、マイナンバーカード等（運転免許証等をお持ちでない場合は、住民票等の住所及び氏名を証する書類並びに顔写真が添付されているパスポート等）

(イ) 町長が買受人等に送信した電子メールを印刷したもの

(4) 注意事項

買受代金の持参、公売財産若しくは売却決定通知書の受取又は公売財産の保管依頼を代理人が行う場合は、次に掲げる書類を持参してください。

ア 代理権限を証する委任状（町ホームページから印刷することができます。）

イ 買受人の住所証明書（買受人が法人の場合は、商業登記簿謄本等）

ウ 代理人の身分証明書

(5) 引渡し及び権利移転に伴う費用

ア 落札された公売財産の保管費用が必要な場合は、買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。

イ 自動車税環境性能割は、買受人が自ら申告し、及び納税してください。

ウ 買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等に、所有権移転の登録及び差押登録の抹消登録を郵送で行う必要がある場合は、郵送料として切手 1,500 円分程度が必要となります。

エ その他公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

4 不動産の引渡し

(1) 引渡しの方法

ア 町長は、買受代金の納付を確認したときは、買受人に対して売却決定通知書を交付し、買受人等からの請求に基づいて不動産登記による権利移転の手続をします。ただし、農地の場合は、買受代金を納付しても農業委員会等の許可等を受けるまでその他法令の規定による登録を要する場合は、関係機関の登録が完了するまで権利移転の効力は生じません。

イ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返還できません。

(2) 権利移転の手続

- ア 町ホームページから所有権移転登記請求書を印刷し、必要事項を記入及び押印のうえ、住所証明書、印鑑証明書等の必要書類を添えて、買受代金納付期限までに町長に提出してください。
- イ 共同入札の場合は、共同入札者全員の住所証明書（共同入札者が法人の場合は、商業登記簿謄本等）、印鑑証明書並びに共同入札者全員が署名及び押印した共有合意書（町ホームページから印刷することができます。）の提出が必要です。共有合意書に記載する持分割合は、入札前に提出した共同入札者持分内訳書と同じものを記載してください。
- ウ 公売財産が農地である場合は、農業委員会等の発行する権利移転の許可書又は届出受理書のいずれかが必要です。
- エ 所有権移転の登記が完了するまでに、入札終了後から2か月程度の期間を要することがあります。

(3) 売却決定通知書の交付

- ア 町長は、買受代金の納付を確認したときは、買受人に対して売却決定通知書を交付します。また、共同入札者が買受人になった場合は、買受人全員に対しそれぞれの持分に応じた売却決定通知書を交付します。
- イ 売却決定通知書を直接受け取る場合は、買受人の本人確認書類として次に掲げる書類を持参してください。また、買受人が法人の場合には、商業登記簿謄本等及び法人代表者に係る次に掲げる書類を持参してください。

(ア) 身分証明書

住所及び氏名が明記され、顔写真が添付されている運転免許証、マイナンバーカード等（運転免許証等をお持ちでない場合は、住民票等の住所及び氏名を証する書類並びに顔写真が添付されているパスポート等）

(イ) 町長が買受人等に送信した電子メールを印刷したもの

- ウ 売却決定通知書は、所有権移転登記の際に正本が必要となる場合がありますので、一時的にお預かりすることがあります。

(4) 注意事項

- ア 町長は公売財産の引渡しの義務を負いませんので、公売財産内の動産類、ゴミ等の撤去、占有者の立退き及び前所有者からの鍵等の引渡し等は、全て買受人等が行ってください。
- イ 隣地との境界確定に町は関与しませんので、買受人等と隣地所有者との間で行ってください。
- ウ 買受代金の持参、売却決定通知書の受取等を代理人が行う場合は、次に掲げる書類を持参してください。
 - (ア) 代理権限を証する委任状（町ホームページから印刷することができます。）

(イ) 買受人の住所証明書（買受人が法人の場合は、商業登記簿謄本等）

(ウ) 代理人の身分証明書

(5) 引渡し及び権利移転に伴う費用

ア 移転登記に係る登録免許税及び登記嘱託書の郵送料等の権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。

イ 所有権移転等の登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

ウ 登録免許税額については、入札終了後に町長からお知らせします。

エ 買受代金を納付する場合は、登録免許税相当額を合わせた額で納付してください。

オ 共同入札者が買受人となった場合は、登録免許税の領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となりますので、共同入札者は、それぞれの持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

カ 所有権移転登記を行う際は、町長と所管の法務局との間で登記嘱託書等の書類を送付するために郵送料として切手 1,500 円分程度が必要となります。

キ その他公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合には、その費用は買受人の負担となります。

第6 注意事項

1 公売システム等に不具合が生じた場合の対応

公売システム等に不具合が生じたために次に掲げる事態が発生した場合は、町長は、公売手続を中止することがあります。

(1) 入札期間前

ア 公売参加申込み期間の始期に公売参加申込み受付が開始されない場合

イ 公売参加申込み受付をすることができない状態が相当期間継続した場合

ウ 公売参加申込み受付が入札開始までに終了しない場合

エ 公売参加申込み期間を過ぎてなされた公売参加申込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

ア 入札期間の始期に入札の受付が開始されない場合

イ 入札することができない状態が相当期間継続した場合

ウ 入札の受付が入札期間を過ぎても終了しない場合

(3) 入札期間後

ア せり売形式において、入札終了後相当期間が経過しても町長が最高価申込者を決定できない場合

イ 入札形式において、入札終了後相当期間が経過しても開札することができない場合

ウ 追加入札が必要な場合であって、追加入札の開始又は終了ができない場合

エ 自動抽選が必要な場合であって、自動抽選が適正に行えない場合

2 インターネット公売の中止及び中止時の公売保証金の返還

- (1) 公売参加申込み開始後に、公売財産の公開中等であっても、公売財産に係る差押徴収金が完納された場合等においては、インターネット公売を中止します。
- (2) 公売財産に係る差押徴収金が、完納されたことによりインターネット公売を中止したときは、当該インターネット公売に対して納付された公売保証金は、全額返還します。
なお、銀行振込等により公売保証金を納付した場合は、返還までに4週間程度要することがあります。

3 公売システム利用における禁止事項

公売システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

- (1) 公売システムをインターネット公売の手続以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 公売システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 公売システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

4 公売システム使用者等に損害等が発生した場合

次に掲げる事由等により公売参加者等、公売システムにアクセスした者又はその関係者（以下「公売システム使用者等」といいます。）に損害が発生した場合は、町長は、その損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

- (1) インターネット公売が中止になったこと。
- (2) 公売システムに不具合等が生じたこと。
- (3) 公売システム使用者等の使用する機器又はネットワーク等の不備又は不調その他の理由により、公売参加申込み又は入札が行えなかったこと。
- (4) インターネット公売に参加したことに起因して、公売システム使用者等が使用する機器又はネットワーク等に不備、不調等が生じたこと。
- (5) 公売参加者等が公売保証金をクレジットカードで納付する場合であって、クレジットカード決済システムの不備により、公売保証金の納付ができず、公売参加申込みができなかったこと。
- (6) 公売参加者等のメールアドレスの変更又は公売参加者等の使用する機器又はネットワーク等の不備又は不調その他の理由により、町長から送信される電子メールが到着しなかったこと。

- (7) 公売システム使用者等の発信又は受信するデータが、不正アクセス、改変等を受けたこと。
- (8) 公売参加者等が、自身のログインID、パスワード等を紛失し、又は第三者に漏えいしたこと。
- (9) 公売参加者が、公売参加の手続に関する権限の一部を代理人等に委任した場合において、その委任を受けた代理人等がした行為により被害を受けたこと。
- (10) 買受人等となった公売参加者等が配送による公売財産の引渡しを希望した場合において、配送途中での事故等によって公売財産に破損、盗難及び焼失等の事態が発生したこと。

5 準拠法

町ガイドラインは、日本法が適用されるものとします。

6 インターネット公売において使用する通貨、言語及び時刻

- (1) インターネット公売の手続において使用する通貨
インターネット公売の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額等の金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。
- (2) インターネット公売の手続において使用する言語
インターネット公売の手続において使用する言語は、日本語に限ります。また、公売システムにおいて使用する文字は、JIS漢字コードの第1・第2水準漢字(JIS(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格)X0208をいいます。)であるため、不動産登記簿上の表示等と異なる場合があります。
- (3) インターネット公売の手続において使用する時刻
インターネット公売の手続において使用する時刻は、日本標準時によります。

7 公売参加申込み期間及び入札期間

公売参加申込み期間及び入札期間は、公売システム上の公売物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンス等の期間を除きます。

8 町ガイドラインの改正

- (1) 町長は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。
- (2) 町長は、本ガイドラインの改正を行った場合には、公売システム上に掲載することにより公表します。
- (3) 改正後の本ガイドラインは、公表した日以後に公売参加申込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

9 リンクの制限等

- (1) 町長が公売システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクは、町物件一覧のページに限り行うことができます。
- (2) 公売システム上において町長が公開している文章、写真、図面等の情報は、無断で転載し、及び転用することは一切できません。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、町長が掲載したものでない情報については、町のインターネット公売に関する情報ではありません。

インターネット公売における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公売における個人情報の収集主体は行政機関になります。

クレジットカードで公売保証金を納付する場合

クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者およびその代理人（以下、「公売参加者など」という）は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSB ペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。

公売参加者などは、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公売参加者などは、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者などの個人情報をSB ペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。